

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「H28 情報システム運用のための総合サービス業務」に係る民間競争入札の落札者の決定について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を行った「H28 情報システム運用のための総合サービス業務」については、下記のとおり落札者を決定しました。

記

1 落札者の名称

エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社

2 落札金額（税込み）

399,600,000 円(注)

(注)実施期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年間

3 落札者決定の経緯及び理由

H28 情報システム運用のための総合サービス業務における民間競争入札実施要項に基づき、入札参加者（1 者）から提出された提案書について、本調達に係る総合評価を行った結果、評価基準を満たしていた。

また、平成 28 年 2 月 17 日に開札した結果、入札価格が予定価格の範囲内であったことから、上記の者を落札者として決定した。

4 落札者における当該サービスの概要

H28 情報システム運用のための総合サービス業務における民間競争入札実施要項に基づき、以下の（1）及び（2）を実施する。

（1）運用開始前の平成 28 年 3 月 31 日までに準備作業として、以下の業務について、適切に実施する。

ア 運用管理手順等の作成

イ 現行運用管理事業者からの引継ぎ

(2) 運用開始する平成 28 年 4 月 1 日からは、当該システムを構成する情報システム等の正常な稼働を維持するための運用に係る業務等、具体的には以下の業務について、適切に実施する。

- ア セキュリティ運用業務
- イ 基幹ネットワーク運用業務
- ウ 基幹サーバ運用業務
- エ サポートデスク運用業務
- オ 個別システム運用業務
- カ 報告業務

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「H28 情報システム運用のための総合サービス業務」に係る民間競争入札の契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「H28 情報システム運用のための総合サービス業務」については、平成 28 年 2 月 17 日に開札を行い、落札者を決定し、下記のとおり契約を締結したので公表します。

記

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310
エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社
代表取締役社長 木村 丈治

2 落札金額（税込み）

399,600,000 円

3 実施期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年間

4 請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

（1）請負業務の内容

H28 情報システム運用のための総合サービス業務における民間競争入札実施要項に基づき、以下の ア 及び イ を実施する。

ア 運用開始前の平成 28 年 3 月 31 日までに準備作業として、以下の業務について、適切に実施する。

（ア） 運用管理手順等の作成

（イ） 現行運用管理事業者からの引継ぎ

イ 運用開始する平成 28 年 4 月 1 日からは、当該システムを構成する情報システム等の正常な稼働を維持するための運用に係る業務等、具体的には以下の業務について、適切に実施する。

- (ア) セキュリティ運用業務
- (イ) 基幹ネットワーク運用業務
- (ウ) 基幹サーバ運用業務
- (エ) サポートデスク運用業務
- (オ) 個別システム運用業務
- (カ) 報告業務

(2) 確保されるべき対象業務の質

本業務の効率化及び品質向上並びに円滑化を図るため、以下の事項を締結すること。

ア 業務内容

上記(1)に示す運用管理業務を適切に実施すること。

イ サービスデスク及びヘルプデスク利用満足度調査結果 運用開始後、サービスデスク及びヘルプデスクのユーザに対して、次の項目の満足度について年に1回の割合でアンケートを実施し、その結果の基準スコア(75点)を維持すること。

- ・ 問い合わせから回答までに要した時間
- ・ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ・ 回答又は手順に対する結果の正確性
- ・ 担当者の対応(言葉遣い、親切さ、丁寧さ等)

各質問とも、「満足」(配点100点)、「ほぼ満足」(同80点)、「普通」(同60点)、「やや不満」(同40点)、「不満」(同0点)で採点し、各ユーザの4項目への回答の平均スコア(100点満点)を算出する。

5 情報システムの運用管理業務の受注者が、情報通信研究機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により受注者が講ずるべき措置に関する事項

(1) 受注者が情報通信研究機構に報告すべき事項、情報通信研究機構の指示により講ずるべき措置

ア 報告等

(ア) 受注者は、H28 情報システム運用のための総合サービス業務仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を情報通信研究機構に提出しなければならない。

(イ) 受注者は、請負業務の実施において重要な事項の変更が生じたときは、直ちに情報通信研究機構に報告するものとし、情報通信研究機構と受注者が協議するも

のとする。

(ウ) 受注者は、契約期間中において、上記（イ）以外であっても、必要に応じて情報通信研究機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

(ア) 情報通信研究機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、受注者に対し必要な報告を求め又は情報通信研究機構の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況又は記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(イ) 情報通信研究機構の職員が立入検査等を行う場合には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

情報通信研究機構は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、受注者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 受注者は、本業務の実施に際して知り得た情報通信研究機構の情報を、第三者に漏らし、盗用し又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。

イ 受注者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、受注者からの文書による申出を情報通信研究機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 受注者は、情報通信研究機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 受注者は、情報通信研究機構の情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥受注者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、これらを記載した書面を情報通信研究機構へ提出しなければならない。

オ アからエまでのほか、情報通信研究機構は、受注者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき受注者が講ずるべき措置

ア 請負業務の開始

受注者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

受注者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による情報通信研究機構の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 瑕疵担保責任

(ア) 情報通信研究機構は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後1年間は、受注者に補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て受注者の負担とする。

(イ) 成果物の瑕疵が受注者の責に帰すべき事由によるものである場合は、情報通信研究機構は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

エ 再委託

(ア) 受注者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して又は主たる業務を再委託してはならない。

(イ) 受注者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託先の商号又は名称、住所、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

(ウ) 受注者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、情報通信研究機構の承認を受けなければならない。

(エ) 受注者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、受注者が情報通信研究機構に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき受注者が講ずるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

(オ) (イ)から(エ)までに基づき、受注者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て受注者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、受注者の責に帰すべき事由とみなして、受注者

が責任を負うものとする。

オ 契約内容の変更

情報通信研究機構及び受注者は、本業務の質の確保の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

カ 契約の解除

情報通信研究機構は、受注者が次のいずれかに該当するときは、受注者に対し請負費の支払いを停止又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、受注者は情報通信研究機構に対して、契約金額の総価の 100 分の 20 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、情報通信研究機構の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、受注者は、情報通信研究機構との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任をもって当該処理を行わなければならない。

(ア) 法第 22 条第 1 項に該当するとき。

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

(ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

(エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。

(オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

キ 談合等不正行為

受注者は、談合等の不正行為に関して、情報通信研究機構が定める談合等の不正行為に関する特約条項に従うものとする。

ク 損害賠償

受注者は、受注者の故意又は過失により情報通信研究機構に損害を与えたときは、情報通信研究機構に対し、その損害について賠償する責任を負う。

ケ 不可抗力免責、危険負担

情報通信研究機構及び受注者の責めに帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失又は毀損し、その結果、情報通信研究機構が物件を使用することができなくなったときは、受注者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

コ 金品等の授受の禁止

受注者は、本業務の実施において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

サ 宣伝行為の禁止

受注者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与える行為をしてはならない。

シ 記録及び帳簿類の保管

受注者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

ス 請負業務の引継ぎ

(ア) 現行受注者からの引継ぎ

受注者は、本業務を適正かつ円滑に遂行できるよう現行受注者から本業務の開始日までに必要な事務引継ぎを受けなければならない。また、情報通信研究機構は、当該事務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行受注者及び受注者に対して必要な協力を行うものとする。なお、事務引継ぎに必要となる経費は、現行受注者及び受注者双方の応分の負担とする。

(イ) 契約期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

本業務の契約期間満了の際、業者変更が生じた場合は、受注者は次回の受注者に対し、引継ぎ内容について情報通信研究機構の確認を受けた上で、次回の業務の開始日までに必要な事務引継ぎを行わなければならない。なお、その際の事務引継ぎに必要となる受注者に発生した経費は、受注者の負担とする。

セ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、情報通信研究機構と受注者との間で協議して解決する。

6 情報通信研究機構情報システムの運用管理業務の受注者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受注者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、受注者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 情報通信研究機構が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、情報通信研究機構は受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について情報通信研究機構の責

に帰すべき理由が存する場合は、情報通信研究機構が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。) について求償することができる。

- (2) 受注者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について情報通信研究機構の責に帰すべき理由が存するときは、受注者は情報通信研究機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。